

第2章 統計情報部

第1節 統計情報の企画調整

1 統計企画

農林水産統計情報については、農林水産業の構造改革の推進、新たな基本法の下での森林・林業施策、水産施策の展開等農林水産施策全般の改革及び農林水産業や関連産業の実態に即して、効率化・重点化を図りつつ、より一層的確かつきめ細かな統計情報の収集、その結果の迅速かつ利用しやすい形での提供を求められているところである。

このような要請に的確に応えるため、農林水産統計情報について、その役割をより一層的確に果たしていくための内容に見直すとともに、IT化の進展に対応して迅速な統計情報の収集・分析・提供を進めてきたところである。

具体的には、①農業経営政策推進のための農業経営統計の見直し、②農業構造改革等担い手の実態把握、③生鮮食品の価格形成・消費動向の実態把握の充実、④多様化するユーザーの要望に対応しうる情報内容の機能化と公表の早期化、IT化の進展に合わせ迅速でわかりやすく利用しやすい新たな公表スタイルの構築、等の対応を図ってきたところである。

2 統計調整

統計行政を進める上で基本となる統計法（昭和22年法律第18号）及び統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づき、農林水産省の所掌事務に係る統計調査を実施するに当たり必要な統計申請の手続きを行った。

3 食料・農業・農村政策審議会統計部会

平成14年5月及び9月にそれぞれ「体系整備小委員会」を開催し、「農林水産統計情報の体系整備の方向」について審議を行った。さらに、平成15年3月に「第3回食料・農業・農村政策審議会統計部会」を開催し、平成15年産水稻10a当たり平年収量についての諮問を行い、当部会に先立ち開催された「農作物平年収量小

委員会」の報告と審議及び答申を行うとともに、「農林水産統計情報の体系整備」について審議された。

統計部会の構成及び審議する事項は以下のとおり。

食料・農業・農村政策審議会	
統計部会	
体系整備小委員会	農林水産省の所掌事務に係る統計その他の情報の体系整備に関する事項を調査審議すること。
農作物平年収量小委員会	水稻の10a当たり平年収量及びこれに関する事項について調査審議すること。

4 農林水産業生産指数

農林水産業の総合的な生産動向を明らかにするため、平成13年の生産指数について基準時をこれまでの平成7年から平成12年に改定して算出し、公表した。

5 広報関係

農林水産省統計情報部で調査した統計情報を、刊行物（第1報、報告書、その他）により公表している。このうち、指定統計については、その刊行物の名称及び発行の年月日を官報に掲載している。また、第1報等は、公表日同日中に農林水産省ホームページに掲載し、提供を行ってきた。

さらに、農林水産統計情報を利用しやすいよう「農林水産統計情報公表資料目録」及び「農林水産統計情報公表予定」を刊行するとともに、統計情報部ホームページにおいて農林水産統計情報の提供を行っている。

6 農林水産情報センター

全国の統計情報組織に設置された「農林水産情報センター」では、生産者、消費者をはじめ国民各層の情報ニーズ、各種の照会等にきめ細かく対応し、地域の農林水産情報の受発信拠点として活動している。

(1) 主なサービス内容

- ア 生産者、消費者をはじめ国民各層への農林水産情報の積極的な提供
- イ 生産者、消費者をはじめ国民各層からの照会への対応
- ウ 農林水産施策の紹介等

(2) 設置場所

各地方農政局統計情報部、管内統計情報事務所、同出張所の全国331か所に設置。

(3) 運営状況

平成14年度は、月平均5,400件の照会に対応するとともに、各種情報誌等の発行、ホームページ等を通じて広く国民各層に対しきめ細かい情報サービスの提供、地方農政局が推進している出前講座等食農教育への参画、農林水産施策の紹介等を行った。

第2節 情報システムの管理・運営

1 共同利用電子計算機

共同利用電子計算機は、農林水産省内の各局（庁）における行政事務の効率化を目指し、昭和46年度に稼働を開始し、これまでの間、情報処理、通信技術の進展と利用形態の多様化・高度化に対応するため、機器の更新や各種依頼の電子化等の整備を図ってきた。また、共同利用電子計算機の管理運営は、統計情報部が電子計算機の稼働、電算処理に係る企画調整、機器の管理等を一元的に行っている。

平成14年度は、より一層のセキュリティ対策を図るため、講習会等による職員への啓発、緊急時におけるシステムの監視機能の向上を図った。

2 農林水産統計情報処理システム整備事業

農林水産統計情報処理システム整備事業は、情報通信技術を有効に活用し、統計情報の作成から提供に至る工程のシステム化による業務の効率化・迅速化を図るとともに、統計情報ニーズの多様化に応じて加工分析等情報利用の高度化に資することを目的として、昭和62年度から推進している。

平成14年度は、統計調査の見直し及びOCR装置（光学文字読み取り装置）への対応を図るため、プログラムの再開発及びメンテナンスを行った。

3 農林水産統計情報総合データベース

農林水産行政の企画・立案・推進、国民への行政サービスの向上を図るため、農林水産省ホームページから

アクセスし、電子データとしてパソコンへ直接取り込むことができる「農林水産統計情報総合データベース」（電子版ポケット農林水産統計）のシステム構築とデータ蓄積を行った。

これにより、農林水産統計情報総合データベースは、平成15年4月から供用を開始した。

4 生鮮食料品流通情報サービス

(1) 目的

生鮮食料品流通情報サービスは、卸売市場の市況及び入荷量、産地の生産、出荷状況等に関する情報を、政策担当部局をはじめ、生産者、出荷団体、流通関係者、消費者等に迅速かつ的確に提供することによって、生鮮食料品の需給の均衡と価格の安定に資することを目的として実施した。

(2) 情報の種類と概要

ア 市況情報

全国の主要な青果物卸売市場、畜産物卸売市場等における日々の取引結果の入荷量、概算価格等を提供した。

イ 加工情報

青果物市況のデータを品目別、市場別等に、畜産物市況（豚枝肉及び鶏卵）のデータを市場別、規格別に旬単位で取りまとめ提供した。

ウ 市場情報

青果物は、青果物卸売市場における取引結果を旬別に、畜産物は、と畜場における枝肉取引結果を月別に取扱数量、卸売価額等を提供した。

エ 流通消費情報

青果物卸売市場における市場取引概況情報、輸入青果物取引情報等の情報をマーケット・レポートとして日々提供することや小売業における生鮮食料品の売れ筋情報、青果物の翌旬の予想入荷量及び卸売価格の見通し、畜産物の翌月の予想取引数量及び卸売価格の見通しを提供した。

(3) 情報内容及びシステムの見直し

本システムについては、平成9年4月に更改し、約6年が経過しており、政策担当部局からの提供情報の充実・高度化要請及びこの間の情報処理技術の進展にあわせて情報内容及びシステムの見直しを行い、平成15年4月から運用を開始した。

情報内容の見直しは、

- ① 市況情報の収集・公表の早期化
- ② 青果物日別取扱高統計の収集・公表
- ③ 各種情報の農林水産省ホームページへの掲載
- ④ 利活用の低下した情報の廃止等

を行った。

第3節 農林水産省図書館及び統計編さん

1 農林水産省図書館

(1) 収 書

平成14年度における図書の受入れ（図書館の蔵書として登録したもの）は、3,362冊（国内図書2,956冊、外国図書406冊）で、この結果、今年度末における蔵書数は、291,867冊（国内248,360冊、外国43,507冊）となった。雑誌・新聞等の受入れは1,000種（国内896種、外国104種）であった。また、ビデオテープ・CD-ROM等の電子・映像情報資料の受入れは、ビデオテープ 179タイトル、CD-ROM 115タイトルで、今年度末における所蔵数は、ビデオテープ 1,811タイトル、CD-ROM 382タイトルとなった。

(2) 納本及び配布

農林水産省及び農林水産関係の独立行政法人の刊行物の国立国会図書館への納本は、6,399冊であった。また、他府省及び国内関係機関への配布は、35,347冊であり、海外への配布は、国際機関15機関及び68か国174機関へ622冊であった。

(3) 利 用

平成14年度の利用者数（閲覧及び貸出）は40,161人、利用冊数は87,062冊であった。国立国会図書館並びに各府省図書館との相互貸借は676冊（貸出445冊、借受231冊）であった。

(4) 刊 行

図書資料の利用の便に資するため「農林水産図書資料月報」（第53巻第4号―第54巻第3号）の編集協力を行った。

(5) 図書館システム

図書資料に関する閲覧及び情報提供等の利用者サービスを迅速かつ的確に行うため「図書資料管理・提供システム」により、図書資料等の貸出・返却手続及び目録検索等を行っている。また、LANに接続されたパソコンからの目録検索も利用できるようになっている。

「農林水産省図書館情報公開システム」（通称、「電子図書館」）により、平成13年4月より蔵書等の目録情報及び農林水産省が編集・発行した行政図書の内容を電子化し、インターネットで公開・提供している。平成14年度は、行政図書529冊を追加し、今年度末における提供数は、1,391冊となった。

(6) 電子・映像情報室

ビデオテープを中心とする電子・映像情報資料については、電子・映像情報室において一般利用者等にも広く視聴の場を提供している。

2 統計編さん

利用度の高い統計情報の提供を行うため、農林水産業に関する各統計書の概要を総合的に収録した以下の総合統計書を刊行した。

(1) 農林水産省統計表

本統計表（第77次）は、我が国の農林水産業に関する主要な統計について、農林水産省統計情報部の調査結果を中心に農林水産省各局庁、他府省及び各種団体の統計を総合的に収録し、都道府県別並びに英文併記により編集したものである。

(2) ポケット農林水産統計

本ポケット農林水産統計（平成14年版）は、我が国及び海外の農林水産業の現状を概観できるよう、農林水産省統計情報部の調査結果を中心に、主要な関連統計を幅広く収録し、手軽な大きさのB6判で編集したものである。平成14年版は、農林水産業の多面的機能、男女共同参画等のデータを充実するとともに、新たに「加工・流通・外食編」及び「消費編」を設けた。

また、統計情報部では、他に各部門ごとの「ポケット園芸統計」、「ポケット畜産統計」、「ポケット水産統計」及び「ポケット食品統計」を編集している。

(3) 農林水産統計月報

本月報（通巻589号―600号）は、農林水産業の月別動向を把握することを目的として、農業経営、農林水産物の生産・流通・消費・価格、農業生産資材の生産・価格及び農林水産物の輸出入に関する統計等を収録し、英文併記により編集したものである。平成14年度は、その内容及び英文表記を大幅に刷新した。

第4節 構造統計調査

1 農林業センサス

平成14年度は、平成12年2月1日（沖縄県は平成11年12月1日）現在で実施した「2000年世界農林業センサス」の最終年度の業務として、「FAO報告書」、「農業センサス累年統計書」及び「林業センサス累年統計書」の作成を行うとともに、平成17年2月1日（沖縄県は平成16年12月1日）現在で実施を予定している「2005年農林業センサス」の準備として、「農林業センサス等研究会」を開催し、調査手法に関する研究調査

を実施した。

(1) 2000年世界農林業センサス

ア FAO 報告書

「2000年世界農業センサス要綱」(FAO (国際連合食糧農業機関))に基づき、2000年センサス結果等の概要を取りまとめた報告書(英文)を作成した。

イ 農業センサス累年統計書

我が国の農業構造の実態を時系列に明らかにすることを目的として、1950年から始まった農業センサス結果及びそれ以前の農業基本統計の農業構造に関する主要項目について累年統計書を作成した。

ウ 林業センサス累年統計書

我が国の林業構造の実態を時系列に明らかにすることを目的として、1960年から始まった林業センサス結果の主要項目について累年統計書を作成した。

(2) 2005年農林業センサス

ア 農林業センサス等研究会

平成17年2月1日(沖縄県は平成16年12月1日)現在で「2005年農林業センサス」の実施を予定しており、これに向けて、「農林業センサス等研究会」を開催した。

この研究会においては、

(ア) 経営体調査に関する事項

(イ) 総合的な地域調査に関する事項

について検討を行っており、平成15年秋を目途に取りまとめを行うこととしている。

日 程

第1回 平成14年10月28日

第2回 同 11月22日

第3回 同 12月16日

第4回 平成15年1月27日

第5回 同 2月24日

第6回 同 3月27日

イ 調査手法に関する研究調査

2005年農林業センサスの適切かつ円滑な実施を図るため、調査方法について、模擬的な調査を試行的に実施して、精度、調査効率・負担等の比較検討を行った。

2 漁業センサス

平成15年11月1日現在で「2003年漁業センサス」の実施を予定しており、14年度は、前年度に引き続き「漁業センサス等研究会」を開催するとともに、研究会の議論を踏まえた調査票(案)によるフルドレスプリテストを平成14年9月1日現在で実施し、次期漁業センサスのあり方について検討を行った。

研究会日程

第6回 平成14年4月15日

第7回 同 7月12日

第8回 同 9月20日

第9回 同 11月8日

また、検討結果に基づき12月に統計審議会へ諮問し、4回にわたる農林水産統計部会の審議を経て、平成15年3月14日に答申を得た。

審議会日程

第601回統計審議会(諮問) 平成14年12月13日

第81回農林水産統計部会 同 12月18日

第82回農林水産統計部会 平成15年1月16日

第83回農林水産統計部会 同 2月7日

第84回農林水産統計部会 同 2月19日

第604回統計審議会(答申) 同 3月14日

3 農業構造動態調査

(1) 基本構造動態調査(農家調査)

ア 調査の目的

この調査は、5年ごとに実施している農林業センサスの中間年次に、農家の農業生産構造及び就業構造に関する事項を把握し、農政の企画・立案、実施等に必要な資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

販売農家を抽出単位とし、2000年世界農林業センサスの農業経営組織区分及び県内農業地域に基づく部分母集団から系統抽出した農家を調査対象とした。

調査は、平成15年1月1日現在及び調査日前1年間における世帯員の就業状態、農業経営の状態等について標本農家の自計申告により行い、調査票の配付及び回収は調査員が行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「農業構造動態調査(基本構造)報告書」として刊行する。

(2) 基本構造動態調査(農業法人等調査)

ア 調査の目的

この調査は、5年ごとに行われる農林業センサスの中間年次に、農業法人等の農業生産構造及び就業構造に関する事項を把握し、農政の企画・立案、実施等に必要な資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

販売を目的とする農家以外の農業事業体及び水稲作に係る農業サービス事業体を抽出単位とし、うち農家以外の農業事業体については農業経営組織区分及び農業地域別から、農業サービス事業体について

は農業地域別の部分母集団から系統抽出した事業体を調査対象とした。

調査は、平成15年1月1日現在及び調査日前1年間に於ける農業経営の状態等について、郵送調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「農業構造動態調査（基本構造）報告書」として刊行する。

(3) 地域就業等構造調査

ア 調査の目的

この調査は、地域農業の多様な担い手の動向や意向を明らかにすることにより、地域における効率的な農業生産の確保に資することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

平成14年度は農業生産法人、協業経営体及び集落一農場型営農組織に対して、耕地の集積・分散状況や資金・労働力の状況のほか、経営の多角化の実態、今後の展開方向等について調査した。

(ア) 農業生産法人・協業経営体

対象は、農業生産法人、法人である協業経営体及び非法人である協業経営体とし、2000年世界農林業センサス農家以外の農業事業体調査結果に基づき、それぞれ農業経営組織別に階層分けを行い、任意系統抽出した事業体を調査対象とした。

調査は、調査票を郵送し、調査客体が自ら記入する自計申告方式により実施し、郵送により調査票の回収を行った。

(イ) 集落一農場型営農組織

対象は、集落営農のうち農家・土地持ち非農家を構成員とし、栽培管理、機械利用作業分担等の営農活動を一括管理・運営しており、少なくとも物財費及び雇用労賃をプール計算している任意組織で水稻・陸稲、麦類及び雑穀・いも類・豆類のいずれかを主要作物とするものとし、平成12年11月に実施した農業構造動態調査地域就業等構造調査において把握した集落営農組織を基に、関係機関から情報収集等により把握した営農組織を主要作物別に階層分けを行い、任意系統抽出した営農組織を調査対象とした。

調査は、調査票を郵送し、調査客体が自ら記入する自計申告方式により実施し、調査票の回収は出張所職員が行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「農業構造動態調査（地域就業等構造調査）報告

書」として刊行する。

4 農林水産業新規就業者等調査

(1) 新規就業者調査

ア 調査の目的

この調査は、農林漁業への新規就業者の実態を明らかにし、今後の新規就業者対策の推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

過去1年間（平成13年6月～平成14年5月までの間）の農林漁業への新規就業者について、市区町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の関係機関を対象に平成14年6月に職員による情報収集を行い、把握した対象者に平成14年6月1日現在の状況について、7月1日に郵送調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「農林水産業新規就業者等調査報告書」として刊行する。

(2) 就業状態調査

ア 調査の目的

この調査は、農林漁業へ定着した者の就業や経営の変化等の発展状況を明らかにし、今後の新規就業者対策の推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

新規就業者調査で把握した過去4～6年間（平成7年6月～平成10年5月までの間）の農業への新規就業者を調査対象母集団として、これを就業前の状態別等に階層分けを行い抽出した者を対象に、平成14年8月1日現在で郵送調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、「農林水産業新規就業者等調査報告書」として刊行する。

5 漁業就業動向調査

(1) 調査の目的

5年ごとに実施している漁業センサスの中間年次における漁業就業構造及びその動向を明らかにし、水産行政の推進等に必要な資料を整備することを目的とする。また、今回の調査においては、漁業労働における女性の重要性が高まっていることにかんがみ、女性の陸上作業の状況を把握した。

(2) 調査対象と調査方法

第10次漁業センサスで設定した海面漁業基本調査区から、標本調査区を抽出し、標本調査区内に所在する

すべての漁業世帯を対象として、調査員による面接聞き取りの方法により調査を行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業就業動向統計年報」として刊行する。

6 漁業・養殖業生産統計調査

(1) 調査の目的

海面及び内水面における漁業・養殖業の生産に関する実態を把握して、水産行政の推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の種類

調査は、稼働量調査、海面漁業漁獲統計調査、海面養殖業収獲統計調査、内水面漁業漁獲統計調査、内水面養殖業収獲統計調査及び3湖沼漁業生産統計調査に区分される。

(3) 調査対象と調査方法

ア 稼働量調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体を対象として、調査員による面接聞き取りにより調査を行った。

イ 海面漁業漁獲統計調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として、自計申告若しくは職員による面接聞き取りによる調査又は漁獲成績等報告書を利用した取りまとめを行った。

ウ 海面養殖業収獲統計調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として、自計申告又は職員による面接聞き取りにより調査を行った。

エ 内水面漁業漁獲統計調査

漁業権等が設定された年間漁獲量100 t以上の河川及び湖沼（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。）、並びに年間漁獲量が100 t未満であって、統計情報部長が国の施策上、毎年の調査が必要な河川及び湖沼として指定するものを対象として、対象を管轄する内水面漁業協同組合及び経営体からの申告、郵送、調査員又は職員による面接聞き取り等により調査を行った。

オ 内水面養殖業収獲統計調査

全国のます類、あゆ、こい及びうなぎの内水面養殖業を営むすべての経営体を対象として、経営体からの申告、郵送、調査員又は職員による面接聞き取り等により調査を行った。

カ 3湖沼漁業生産統計調査

琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で生産された水産物を扱

うすべての水揚機関、漁業又は養殖業を営むすべての経営体を対象として、経営体からの申告、調査員又は職員による面接聞き取り等により調査を行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業・養殖業生産統計年報」として刊行する。

7 漁業経営調査

(1) 調査の目的

海面漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等の経営体の経営実態を明らかにし、水産行政等の推進の資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の種類

調査は、家族型経営調査、雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査に区分される。

(3) 調査対象と調査方法

ア 家族型経営調査

家族労働を主とする個人経営体のうち、動力漁船を用いて漁船漁業を営むもの、小型定置網漁業を営むもの及び対象とする水産物の海面養殖業を営むものから、一定の基準により標本を抽出し、日記帳への記帳及び職員による面接聞き取りにより調査を行った。

イ 雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査

雇用労働を主とする個人経営体、会社経営体及び共同経営体のうち、使用動力漁船の合計トン数が10トン以上のもの、大型定置網漁業を営むもの及び対象とする水産物の海面養殖業を営むものから、一定の基準により標本を抽出し、自計項目については調査客体による自計申告の方法、その他の項目については職員による面接聞き取り及び調査客体の会計帳簿等からの取りまとめにより調査を行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業経営調査報告」として刊行する。

8 漁業生産額

(1) 推計の目的

海面及び内水面における漁業・養殖業の生産に関する実態を金額で把握し、漁業の生産性の測定、漁業生産額算出及び国民経済計算のための資料を提供することを目的とする。

(2) 推計の種類

海面漁業及び内水面生産統計調査結果等を利用して、漁業生産額及び海面漁業・養殖業生産所得を推計した。

(3) 推 計 方 法

漁業生産額は、海面及び内水面における生産量に、産地卸売価格等を乗じて推計した。

漁業生産所得は、海面漁業・養殖業生産額に、漁業経営調査結果から求めた生産所得率を乗じて推計した。

(4) 推 計 結 果 の 公 表

推計結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業・養殖業生産統計年報」に掲載する。

9 地域・環境に関する統計情報

(1) 農林水産情報交流ネットワーク事業

全国に配置した情報交流モニター等（生産者・流通加工業者モニター、消費情報提供協力者）の意見・意向等を迅速かつ的確に把握して農林水産行政に反映させるとともに、情報交流を促進することにより、農林水産業の振興及び農山漁村地域の活性化に資するものである。

(2) 食料・農林水産業・農山漁村に関する意向調査

農林水産行政ニーズに即した食料、農林水産業、農山漁村に係る特定事象（テーマ）に対する関係者の意識・意向等を迅速に把握し、行政施策展開上の資料に資するものである。

毎年度、特定テーマを設け調査を実施し、結果を取りまとめ公表している。

(3) 農林漁業現地情報

農林漁業の振興、農林漁家の経営改善、地域活性化対策等の推進のための参考資料として提供することを目的として、各地域の農林漁業、農山漁村、農林漁家等における現地の特徴的な動き、今日的課題に関する情報を収集するものである。

収集した情報は、毎月公表している。

(4) 農業農村地域資源・環境総合調査

ア 持続的生産環境に関する実態調査

持続性の高い農業生産方式への取組状況調査

(ア) 調査の目的

農家における肥料、農薬の平均的な投入実態やエコファーマー認定の意向等を明らかにし、環境保全型農業を推進する諸政策の検討に資する。

(イ) 調査対象と調査方法

野菜、いも、豆類を販売目的で生産している農家を対象として、調査票を郵送し職員が回収する自計申告調査の方法により実施した。

(ウ) 調査結果の公表等

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細については、15年度に実施する果樹、花き等に関する調査結果と合わせ「持続性の高い農業生産

方式への取組状況調査結果報告書」として刊行する。

イ 地域資源の維持管理・活性化に関する実態調査 「都市と農山漁村の共生・対流への取組状況調査」

(ア) 調査の目的

地域資源を活用した都市と農山漁村の共生・対流への取組を通じた地域活性化の取組状況を把握し、共生・対流を推進する各種事業に必要な資料とするとともに、国民へ情報提供を行う。

(イ) 調査対象と調査方法

全市区町村を対象にアンケート調査を往復郵送方法により実施した。また、グリーン・ツーリズムの取組事例について情報収集を行った。

(ウ) 調査結果の公表等

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細及び事例は、「都市と農山漁村の共生・対流への取組状況調査報告書」として刊行する。

(5) 農道・林道整備状況調査

ア 調査の目的

農山村地域の農業及び林業の生産性向上や農林産物の輸送利便性に大きく寄与する農道及び林道の整備状況を把握し、土地改良事業、民有林林道事業等の推進に資するものである。

イ 調査対象と調査方法

調査は、市区町村を対象に、郵送調査により実施した。

ウ 調査結果の公表等

調査結果は、その概要を公表する。

第5節 経営統計調査

1 農業経営統計調査

(1) 農業経営統計調査の体系整備

農業関連諸政策については、見直し・再編、特に経営を単位とした経営所得安定対策などの具体化に向けた検討が進められているが、現行の農業経営統計調査は、組織経営の実態把握、営農類型別・地域別の経営実態の把握という面で不十分であるなど、新たな施策の展開やその推進・評価に十分に答えきれていない状況にある。

このため、平成16年1月から新たな体系による農業経営統計調査の実施を予定し、平成14年10月より「農林業センサス等研究会」（「2005年農林業センサス」の項を参照）において、農業経営統計に関する体系整備が検討され、3月に中間取りまとめが行われており、

その概要は次のとおり。

- ① 農業経営の実態を、品目を中心にとらえるのではなく、経営全体として把握する観点から、法人、集落営農などの組織経営に関する調査を充実するとともに、調査（対象）の区分を食料・農業・農村基本計画に示す地域・営農類型に基づき編成して、「営農類型別経営統計」を実施する。
- ② 農業経営の多角化に対応して、農産加工、農家民宿等の「農業生産関連事業」を的確に把握する。
- ③ 農業経営収支の範疇外としていた農業共済等の取扱いについて、青色申告や諸外国の取扱いとの整合性を図る観点から農業経営収支として整理する。
- ④ 経営収支並びに資産及び負債・資本について、経営に着目した把握とし、農業経営部門別に把握する。

(2) 農業経営動向統計

ア 調査の目的

この統計は、個別農家の再生産過程を把握することによって、国民経済の成長に伴う農業構造の変化と農業経営の動向を明らかにし、農業行政の資料とするとともに、国民経済計算における農業部門の推計の資料とする。

イ 調査対象農家

販売農家（経営耕地面積30a以上、又は過去1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家）を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配付し、日々の現金収支、労働時間などについて記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減などについては、農林水産省地方統計情報組織の職員が面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

月々の収支については、毎調査月の翌々月に公表している。1年間の調査結果は、概要を公表するとともに、詳細を「農業経営動向統計」として刊行した。

(3) 農業経営部門別統計

ア 調査の目的

この統計は、育成すべき個別経営体及びこれに準ずる層の農家を対象に、農業経営の部門別収支・所得等を把握することにより、農業経営の実態を把握し、農政推進の資料とする。

なお、野菜・果樹部門については、品目により、経営内容が大きく異なるため、品目別の収支・所得等を把握する野菜・果樹品目別統計も併せて作成した。

また、畳表の生産性、損益及び雇用を把握する畳表の経営収支統計を作成した。

イ 調査対象農家

経営耕地面積が2.0ha（北海道5.0ha）以上、又は当該部門の経営規模が一定規模以上で、当該部門が農産物販売金額の2割以上を占め、かつ、当該部門を農産物販売金額の1位とする農家を調査対象とした。

野菜・果樹品目別統計は、当該品目の販売金額が、野菜又は果樹の総販売金額に対して2割以上ある農家を調査対象とした。

畳表の経営収支統計は、い草の作付面積が10a以上で、い草生産から畳表加工部門まで一貫して行っている農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配付し、日々の農業現金収支、労働時間などについて記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減などについては、農林水産省地方統計情報組織の職員が面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

年の調査結果の概要を公表するとともに、詳細を「農業経営部門別統計」及び「野菜・果樹品目別統計」として刊行した。

なお、畳表の経営収支統計結果を「工芸農作物等の生産費」に収録・刊行する。

(4) 農産物生産費統計

ア 調査の目的

(ア) 米生産費統計

この統計は、米の生産に係るコストを把握し、米穀の政府買入価格の算定、農業経営改善等の農政推進の資料とする。

(イ) 麦類生産費統計

この統計は、麦類（小麦、六条大麦、ビール大麦、裸麦）の生産に係るコストを把握し、麦類の政府買入価格の算定、麦作経営安定資金の算定、農業経営改善等の農業行政の資料とする。

(ウ) いも・豆類、工芸農作物生産費統計

この統計は、いも類、豆類及び工芸農作物の生産に係るコストを把握し、原料用かんしょ、原料用ばれいしょ、てんさい、さとうきび、大豆の行政価格算定、農業経営改善等の農政推進の資料とする。

イ 調査対象農家

当該作目の経営規模が、作目ごとに定めた規定を満たす農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配付し、日々の農業現金収支、

当該作目の生産に使用した資材、労働時間などについて記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減などについては、農林水産省地方統計情報組織の職員が面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を作目ごとに公表するとともに、詳細を「米及び麦類の生産費」、「工芸農作物等の生産費」として刊行する。

(5) 畜産物生産費統計

ア 調査の目的

(ア) 牛乳生産費統計

この統計は、生乳の生産に係るコストを把握し、加工原料乳の生産者補給金単価の算定、酪農経営改善等の農政推進の資料とする。

(イ) 肉用牛生産費統計

この統計は、肉牛（去勢若齢肥育牛、乳用おす肥育牛、交雑種肥育牛、乳用おす育成牛、交雑種育成牛）生産、子牛生産に係るコストを把握し、牛肉の安定基準価格等の算定及び肉用子牛の保証基準価格等の算定、畜産経営改善等の農政推進の資料とする。

(ウ) 肥育豚生産費

この統計は、肉豚生産に係るコストを把握し、豚肉の安定基準価格等の算定、畜産経営改善等の農政推進の資料とする。

イ 調査対象農家

当該畜種の経営規模が、畜種ごとに定めた規定を満たす農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配付し、日々の農業現金収支、当該畜種の生産に使用した資材、労働時間などについて記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減などについては、農林水産省地方統計情報組織の職員が面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を畜種ごとに公表するとともに、詳細を「畜産物生産費」として刊行した。

2 林業経営統計調査

(1) 調査の目的

ア 林業経営統計

この統計は、林家の林業経営収支等を把握することにより林業経営の実態を把握し、林業施策推進の資料とする。

イ 栽培きのご経営統計

この統計は、栽培きのご経営体の経営収支等を把

握することにより栽培きのご経営の実態を把握し、林業施策推進の資料とする。

(2) 調査対象

ア 林業経営統計

保有山林面積が50ha以上であって、林木に係る施業を行っている林家及び保有山林面積が20ha以上50ha未満であって、過去1年間の林木に係る施業労働日数が30日以上である林家を調査対象とした。

イ 栽培きのご経営統計

生しいたけ（原木）、生しいたけ（菌床）、乾燥しいたけ（原木）、えのきたけ、ぶなしめじ、マイタケ及びなめこのいずれかを生産し、当該栽培きのご過去1年間の販売額が50万円以上である栽培きのご経営体を調査対象とした。

(3) 調査の方法

調査簿を配付して行う記帳調査と、農林水産省地方統計情報組織の職員による面接調査により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「林業経営統計調査報告」として刊行する。

3 農業組織経営体経営調査

(1) 調査の目的

本調査は、組織経営体の経営収支並びに米、小麦及び大豆の生産費の実態を把握し、農業施策推進の資料とする。

(2) 調査対象

農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を調査対象とした。

(3) 調査の方法

調査方法は、調査組織の代表者等に調査簿を配付して行う記帳調査と、農林水産省地方統計情報組織の職員による面接調査により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を作目ごとに公表するとともに、詳細を「農業組織経営体経営調査報告」として刊行する。

4 林業組織経営体経営調査

(1) 調査の目的

林業事業体の経営実態を把握し、林業事業体の育成、林業労働者の就業改善等の林業施策に必要な資料とする。

(2) 調査対象

全国の林業事業体（会社組織）を調査対象とした。

(3) 調査の方法

調査方法は、調査客体に対して調査簿を配付して行う記帳調査と、農林水産省地方統計情報組織の職員による面接調査により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「林業組織経営体経営調査報告」として刊行する。

5 農林業生産所得

国民経済的な立場から農林業生産の実態を価値量的に把握し、農林水産行政の企画立案、振興計画の策定等の資料とする。

(1) 推計の方法

ア 農業総産出額及び生産農業所得（全国推計値）

農業総産出額は、全国を推計単位として、農業生産活動による最終生産物の全国の品目別生産量に、農家庭先価格を乗じた額を合計して求めたものである。これに、農業経営統計調査結果から求めた所得率を乗じ、水田農業経営確立助成金等を加算して生産農業所得を推計した。

イ 農業産出額及び生産農業所得（市町村別推計値）

農業産出額は、市町村を推計単位として、市町村別の品目別生産数量に品目別農家庭先価格を乗じて求めたものである。これに、農業経営統計調査結果から求めた所得率を乗じ、水田農業経営確立助成金等を加算して生産農業所得を推計した。

ウ 林業産出額及び生産林業所得

林業産出額は、都道府県を推計単位として、都道府県別の林産物生産量に生産者価格を乗じて求めたものである。これに林家経済調査その他の統計を基礎にして求めた所得率を乗じて生産林業所得を推計した。

(2) 推計結果の公表

推計結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「生産農業所得統計」、「生産林業所得統計報告書」として刊行した。

6 農業物価統計調査

(1) 調査の目的

農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価及び賃金を把握し、その結果を総合して全国的及び地域的な農業物価指数等を作成するほか、農業パリティ指数作成のための資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の種類及び区分

調査は、農産物生産者価格調査、農業生産資材価格

調査及び農業臨時雇賃金調査の三種類とする。また、農産物生産者価格調査は、一般農産物生産者価格調査（野菜以外）及び野菜生産者価格調査に区分する。

(3) 調査対象

農産物生産者価格調査は、調査品目ごとに主な産地における取引量の多い出荷団体等を調査対象とした。

農業生産資材価格調査は、「農林統計に用いる地域区分」に基づく都道府県内の農業地域ごとに農家の農業生産資材の購入事情を代表するとみられる市町村における小売店等を調査対象とした。

農業臨時雇賃金調査は、農業臨時雇の雇用事例が多い市町村で雇用事例の多い農家等を調査対象とした。

(4) 調査の方法

調査は、農林水産省地方統計情報組織の職員の面接又は電話による聞き取りにより行った。

(5) 調査結果の公表

月々の農業物価指数は、毎調査月の翌月に公表している。年次指数については、その概要を公表するとともに、詳細を「農業物価統計」として刊行する。

7 農業経営の動向に関する定点分析調査

(1) 調査の目的

本調査は、地域営農類型ごとに、意欲を持って経営改善に取り組んでいる事業体について、個々の農業経営の実態を把握するとともに、個別の経営事例ごとに定点観測の手法を用いて経営の長期的な発展過程を経年的に明らかにし、農業施策の資料を整備する。

(2) 調査対象農家

全国の事業体のうち、営農類型ごとに定めた規定を満たす事業体を調査対象とした。

(3) 調査の方法

調査客体が保有している青色申告用の財務諸表等の会計資料等の閲覧、整理帳及び固定資産整理帳を用い、農林水産省地方統計情報組織の職員が面接調査により行い、また、労働時間の把握が困難な場合は、調査客体に作業日誌を配付して記帳を依頼した。

(4) 調査結果の公表

当該年の経営について、経営概況、経営収支、投下労働時間等の概要及び過年次結果と合わせた年次別の経営収支、労働時間等の概要を公表する。

第6節 生産統計調査

生産統計調査については、農作物等の輸入動向や消費構造の変化に伴う生産動向の変化、政策ニーズの変化等を踏まえ、農作物の生産実態等の的確な把握と統

計体系の整備、調査の効率化を図る観点から見直しを行い、平成13年度までの作物統計調査、養蚕収繭量調査（以上指定統計調査）、畑作物・果樹減収調査、青果物出荷統計調査、工芸農作物統計調査及び花き生産出荷統計調査（以上承認統計調査）を改正し、平成14年度より作物統計調査（指定統計調査）、特定作物統計調査及び繭生産統計調査（以上承認統計調査）として行った。

1 作物統計調査

(1) 面積調査

ア 耕地面積調査

(ア) 調査の目的

農業の生産基盤となる耕地の実態を調査し、土地資源の有効利用など諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

耕地面積調査は、7月15日現在で、耕地を約2ha（北海道は約10ha）単位に区画して編成した単位区の中から標本単位区を抽出し、実測調査の方法で調査した。また、空中写真の利用、巡回調査等により補完した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行した。

イ 作付面積調査

(ア) 調査の目的

農作物の作付（栽培）面積を調査して、土地の利用状況を明らかにするとともに収穫量を推定する場合の基礎とするほか、土地の高度利用計画、農作物の需給計画、価格流通対策等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

作付面積調査は、耕地面積調査と同時に標本単位区に対する実測調査、関係団体を対象とした面接調査により行い巡回調査及び行政機関からの情報収集により補完した。

(ウ) 調査結果の公表

主な作物の作付（栽培）面積は5月以降数回にわたりその概要を公表し、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行するとともに、「作物統計」に掲載した。

ウ 作付予定面積調査

(ア) 調査の目的

野菜の作付予定面積を調査し、野菜の生産・出荷計画策定、価格安定、流通対策等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

集出荷団体等に対する面接調査及び関係機関等からの情報収集により調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

(2) 作況調査

ア 作柄概況調査

(ア) 調査の目的

水稻の作柄概況を早期にかつ正確に把握し、食料の需給調整、価格の安定等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

作況標本筆調査及び作況基準筆調査の結果に基づく巡回調査により調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

イ 予想収穫量調査

(ア) 調査の目的

農作物の予想収穫量を早期にかつ正確に把握し、食料の需給調整、行政価格の算定、農作物価格の安定等の資料とする。

(イ) 調査の方法

水稻は、作況標本筆調査及び作況基準筆調査の結果に基づく巡回調査により調査を行った。

かんしょ及び甘味資源作物（てんさい、さとうきび）は工場等に対する面接調査、作況基準筆調査の結果に基づく巡回調査により調査を行った。

果樹及び野菜については集出荷団体等に対する面接調査、作況基準筆調査の結果に基づく巡回調査により調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

ウ 収穫量調査

(ア) 調査の目的

農作物の収穫量を調査し、生産振興、価格安定、需給計画の策定等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

水稻は、作況標本筆及び作況基準筆の刈取り調査、被害調査筆の実測調査、作況基準筆調査及び被害調査筆調査の結果に基づく巡回調査により調査を行った。

陸稲、大豆、かんしょ、飼料作物、甘味資源作物、茶、果樹及び野菜については面接調査及び作況基準筆調査の結果に基づく巡回調査により調査を行った。

花きについては往復郵送調査又は面接調査及び関係機関等からの情報収集により調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を水稻、陸稲、大豆、かんしょ、飼料作物、甘味資源及び茶については「作物統計」として、果樹については「果樹生産出荷統計」として、野菜については「野菜生産出荷統計」として、花きについては「花き生産出荷統計」として刊行した。

(3) 被害調査

ア 共済減収調査

(ア) 調査の目的

共済減収調査は、農業災害補償制度における損害の額について国が行う審査・認定の資料として、10a当たり収量、共済基準減収量及び共済基準減収量に関わる作付面積を調査する。

(イ) 調査方法及び調査結果の利活用

水稻、麦類、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん並びに主な果樹の共済目的の種類ごとに共済基準収穫量を基準とする増収面積及び程度別減収面積並びに増収量、程度別減収量及び共済減収量について標本実測調査及び巡回調査の方法により調査を行った。

なお、調査結果は、損害評価の資料として取りまとめて経営局へ提示した。

イ 被害応急調査

(ア) 調査の目的

災害等を受けた作物の災害種類別の作付面積及び被害量について被害統計を作成し、応急的、恒久的な災害対策及び病虫害防除対策等のための資料とする。

(イ) 調査方法

重大な災害等が発生したと認められる地域内にある作物の栽培の用に供される土地及び作物につき職員による巡回調査からの情報収集の方法により、「被害減収推定尺度」を適用して調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、詳細を「農作物災害種類別被害統計」として刊行した。

2 特定作物統計調査

(1) 調査の目的

豆類（小豆、いんげん及びらっかせい）、そば、こんにゃくいも及び「い」の生産に関する実態を明らかにし、関税割当数量及び共済基準収穫量の算定、生産振興対策の推進のための資料を整備することを目的に実施する。

(2) 調査の方法

関係団体に対する面接調査及び基準筆調査の結果に基づく巡回調査により調査を行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、「作物統計」として刊行した。

3 繭生産統計調査

(1) 調査の目的

養蚕に関する畑作物共済の資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の方法

関係団体において繭の生産に最も精通した者に対して、調査票の内容に沿って必要事項を聞き取った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

4 農作物調査試験

(1) 技術解析試験調査

農家のほ場において、水稻の主要産地における代表的な品種について、生育初期から登熟に至るまでの特性解析を追跡的に行い、水稻の作況調査の解析等に必要科学的基礎資料とした。

(2) 農作物被害試験

農家のほ場において、主要農作物の現地試験等を行い、被害調査の資料となる「被害減収推定尺度」を作成した。

(3) 結果の利用

これらの試験結果は、収穫量調査、被害調査等において利用している。

5 木材統計調査

(1) 製材統計調査

ア 目的

製材についての実態を把握して、各種事業計画の策定や中期的及び長期的な林業施策推進に必要な資料を作成する。

イ 調査対象と調査方法

製材統計調査は基礎調査（年次調査）と標本工場調査（毎月調査）に分かれ、基礎調査は全国の該当工場を対象に、平成14年12月31日現在における素材の入荷量、消費量、製材品の仕向状況、従業者数等の状況を調査員による面接・聞き取りの方法で、標本工場調査は標本工場を対象に、毎月の素材の入荷量・消費量・在荷量、製材品の生産量・出荷量・在荷量等について郵送調査の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行した。

(2) 木材生産構造調査

ア 目的

木材の需給動向、木材関連産業の実態を把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策、木材産業の合理化対策等の諸施策の推進に必要な資料を整備する。

イ 調査対象と調査方法

木材生産構造調査は木材チップ工場調査と合単板材調査に分かれ、全国の該当工場を対象に、平成14年12月31日現在における素材の入荷量、製品の生産量・出荷量、従業者数等の状況を調査員による面接・聞き取りの方法又は、協力の得られる客体については調査票を配布して行う自計申告調査の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行した。

(3) 木材製品生産動態調査（合単板工場調査）

ア 目的

木材の需給の短期的動向、木材関連産業の実態を把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策、木材産業の合理化対策等の諸施策の推進に必要な資料を整備する。

イ 調査対象と調査方法

木材製品生産動態調査（合単板工場調査）は、標本工場を対象に、毎月の合単板用素材の入荷量・仕向量・在荷量、合板の製造量・出荷量・在荷量等について郵送調査の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行した。

(4) 木材価格調査

ア 目的

素材、木材チップ及び木材製品の価格水準及び変動を把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策、木材産業の合理化対策等の諸施策の推進に必要な資料を整備する。

イ 調査対象と調査方法

木材価格調査は、素材・チップ価格調査と木材製品卸売価格調査に分かれ、標本工場等を対象に、毎月の素材、木材チップ及び木材製品の価格等について郵送調査の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行した。

6 畜産統計調査

(1) 畜産基本調査

ア 調査の目的

畜産基本調査は、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏の飼養戸数、飼養頭羽数等を把握し、畜産行政の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

農林業センサスを基礎に畜種別の母集団を編成し、標本飼養者を抽出して、乳用牛及び肉用牛については調査員による面接調査（一部郵送調査）、豚及び採卵鶏については郵送調査の方法により行った。

なお、乳用牛及び肉用牛については、平成15年度以降家畜個体識別システムのデータを活用することとしており、これに伴う調査体系の変更等を検討した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細については「畜産統計」として刊行した。

(2) 畜産予察調査

ア 調査の目的

生乳、肉用牛、鶏卵・ブロイラーの生産あるいは供給量を早期に予察して、これら畜産物の需給対策、価格安定対策等の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

乳用牛及び肉用牛予察調査は、標本飼養者を対象に調査員による面接調査（一部郵送調査）の方法により行った。

鶏ひなふ化羽数調査は、鶏ひなふ化場を調査対象に郵送調査又は職員による面接調査の方法により行った。

なお、乳用牛及び肉用牛については、平成15年度以降家畜個体識別システムのデータを活用することとしており、これに伴う調査体系の変更等を検討した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細については「畜産統計」として刊行した。

第7節 流通消費統計調査

1 食品流通動態調査

(1) 生鮮食料品価格・販売動向調査

ア 調査の目的

生鮮野菜の小売段階における輸入品、国産品（標準品、地場産及び高付加価値品（有機栽培品、特別栽培品））別の価格及び販売数量の動向を把握することにより国産品の販売動向を探り、国内農業を振興するための各種施策の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、全国7都市（札幌市、仙台市、東京都特別区、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市）において、生鮮野菜を取り扱っている各種食料品小売業を営む事業所のうち、輸入品、国産高付加価値品等を取り扱っており、POSシステムを導入している従業者10人以上のセルフサービス店を対象に、調査票を配付し、毎月郵送回収による自計申告調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、月別の結果概要を公表するとともに、詳細を「平成14年生鮮食料品価格・販売動向調査報告」として刊行する。

(2) 加工食品生産統計調査

ア 牛乳乳製品統計調査

(ア) 調査の目的

牛乳及び乳製品の生産に関する実態を明らかにし、畜産行政の資料を整備することを目的とする。

(イ) 調査対象と調査方法

調査は、年1回調査の基礎調査と、毎月調査の月別調査に区分される。

基礎調査は、全国の全ての牛乳処理場及び乳製品工場を対象に行っており、昨年までの職員による面接調査から、本年より統計調査員又は職員による面接調査により行った。

なお、乳製品工場のうち、アイスクリームのみ製造する乳製品工場で年間生産量が5万リットルに満たないものは除いた。

月別調査は、基礎調査で調査対象となる全ての乳製品工場及び基礎調査結果に基づき選定された牛乳処理場を対象に、統計調査員による面接調査により行った。

(ウ) 調査結果の公表

基礎調査の調査結果の概要及び月別調査の調査

結果の概要を公表するとともに、両調査の詳細を「牛乳乳製品統計」として刊行した。

イ 水産加工統計調査

(ア) 調査の目的

全国の陸上加工経営体における水産加工品の生産量等を調査し、水産物需給計画、水産加工業振興対策等の資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

水産物を主原料とし、販売を目的に加工品を製造する経営体及び原料が自家生産物であっても製造するための工場を有し、専従の従業者を使用して加工品を製造する経営体を対象に、加工種類別品目別生産量、陸上加工経営体数を陸上加工経営体又は関係団体の代表者の自計申告、面接、資料閲覧、郵送により行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

2 食品産業動向調査

(1) 調査の目的

食品産業の置かれている状況と直面する課題への対応状況の実態等を把握し、食品産業施策の推進に必要な資料とする。

平成14年度は、近年、消費者の健康・安全志向等による国産原材料に対する志向が強まっており、食品産業と国内農業との連携が重要となっていることから、食品産業における原材料等調達の実態について調査を行った。

(2) 調査対象と調査方法

全国の食品製造業及び外食産業を営む従業者5人以上の事業所を対象に、調査票を郵送で配布・回収する自計申告調査により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「平成14年食品産業動向調査報告」として刊行する。

また、平成13年度に調査した「平成13年度食品産業動向調査結果の概要」を公表した。

3 流通機構統計調査

(1) 青果物卸売市場調査

ア 調査の目的

青果物の卸売市場における卸売数量及び価額を調査し、価格形成の実態等を明らかにし、青果物の流通改善対策、価格安定対策等の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、全国の主要な都市の青果物卸売会社を対象に、品目別、産地府県別の卸売数量及び価額を関係資料の閲覧、協力者が作成したフレキシブルディスクの収集及び職員による聞き取りにより行った。

ウ 調査対象品目の見直し

調査対象品目については、平成14年1月より野菜生産出荷安定法に基づく同法施行規則に新たに定められた品目、近年輸入割合の高い品目、取扱数量及び金額が増大した品目・品種等を新たに採用する等の見直しを行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「青果物卸売市場調査報告」として刊行する。また、産地府県別の結果を「青果物産地別卸売統計」として刊行した。

オ 青果物日別取扱高統計の検討

青果物卸売市場調査については、①「重要野菜等緊急需給調整事業」のよりの確な実施のため、②「契約特定野菜等安定供給促進事業」の創設による、契約野菜の安定供給対策及び生産者のリスク回避対策のため等に、各地域ごとの代表的市場における日々の結果が必要であることから新たな統計の検討を行い、平成15年4月から「青果物日別取扱高統計」を新設した。

青果物日別取扱高統計は、各地域の主要14都市(19市場)の卸売会社を対象に、開市日又は翌日に調査を行い、開市日の翌日に都市別に編集した品目別、産地別の卸売数量、卸売価格を公表している。

(2) 畜産物流通統計調査

ア 調査の目的

肉畜、食肉、鶏卵、食鳥の生産量、取引数量、価格等を明らかにし、需給調整、流通改善対策等の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

畜産物流通統計調査は、食肉流通統計調査、鶏卵流通統計調査及び食鳥流通統計調査に区分される。

食肉流通統計調査は、と畜場調査及び食肉卸売市場調査からなり、と畜場調査は全国のと畜場を対象にと畜頭数、枝肉重量等を、食肉卸売市場調査は全国の食肉中央卸売市場等を対象に枝肉取引成立頭数、重量、価額、価格等を職員による聞き取り及び協力者が作成したフレキシブルディスクの収集等により行った。

鶏卵流通統計調査は、全国の鶏卵集出荷機関を対象に鶏卵生産量、集荷量、仕向先別出荷量等を職員による聞き取り等により行った。

食鳥流通統計調査は、全国の食鳥処理場を対象に集荷戸数、集荷量、製品生産量等を、職員による聞き取り又は調査票を配布して行う自計申告調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細は「畜産物流通統計」として刊行した。

(3) 水産物流通調査

ア 消費地水産物流通調査

(ア) 調査の目的

水産物の主要な消費地卸売市場における卸売数量及び価額を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

消費地水産物流通調査は、主要な都市に所在する中央卸売市場の卸売業者を対象に、生鮮品、冷凍品、水産加工品等の品目別卸売数量及び価額について調査客体の自計申告又は調査協力者が作成したフレキシブルディスクを利用する方法により行った。

(ウ) 調査対象品目の見直し

平成15年1月調査より、生鮮品の3品目を削除した。

(エ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

イ 冷蔵水産物流通調査

(ア) 調査の目的

水産物の全国の主要な冷凍・冷蔵工場における入出庫量、在庫量等を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

冷蔵水産物流通調査は、全国の主要な産地及び消費地の主な冷凍・冷蔵工場を対象に品目別の月間入(出)庫量、月末在庫量について調査客体の申告又は郵送調査等により行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

ウ 産地水産物流通調査

(ア) 調査の目的

水産物の主要産地における水揚量、価額及び出荷量を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

調査は、水揚量・価格調査、年間市場価格調査

及び水産物流通形態別調査に分かれる。

水揚量・価格調査及び年間市場価格調査は、全国の主要な産地の卸売業者等を対象に、品目別の水揚量及び価額について調査客体の申告又は調査員が調査客体の資料を利用することにより調査した。ただし、月別調査において(社)漁業情報サービスセンターの水産物流通情報調査が実施されていた市場については、同調査のデータを利用した。

水産物流通形態別調査は、産地仲卸業者、産地卸売業者及び漁業協同組合等を対象に用途別出荷量、仕向先別出荷量について調査客体の申告又は面接聞き取り等により調査した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

4 価格形成調査

(1) 食品流通段階別価格形成追跡調査

ア 調査の目的

食品の生産又は輸入から消費に至るまでの各流通段階における価格形成の実態を把握し、食品の流通改善、価格安定対策の推進等の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

東京都区部及び大阪市の小売店舗・食材卸問屋において販売された主要青果物・水産物について、その流通経路をそ及して流通段階別価格を把握することとし、該当する流通当事者を対象として面接聞き取り、関係諸帳簿の閲覧により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「食品流通段階別価格形成追跡調査報告」として刊行した。

(2) 食品流通段階別価格形成追跡調査青果物経費調査

ア 調査の目的

青果物の流通段階別の価格形成と経費の実態を把握し、青果物の流通コスト低減、効率化等を目的とする食品流通改善施策推進のための資料とする。

イ 調査対象と調査方法

全国の産地の集出荷団体並びに東京都区部に所在する小売業者、仲卸業者及び輸入業者を調査対象とした。

調査は、販売経費及び管理経費、固定資産の現在価、青果物の仕入・販売状況等について、出張所職員が調査票の配付・回収を行い、調査客体の決算帳簿等の資料に基づく記帳により調査票を作

成（自計申告）、又は職員による面接聞き取りの方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「青果物経費調査報告」として刊行する。

5 花き流通統計調査

花き卸売市場調査

(1) 調査の目的

花き卸売市場における卸売数量及び価額を調査し、流通改善対策、価格安定対策等の資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

調査は、全国の花き卸売会社を対象に、品目別の卸売数量及び価額を職員による面接聞き取り、関係諸帳簿の閲覧及び協力者が作成した内容を収録したフレキシブルディスクの収集により行った。

(3) 調査対象品目の見直し

平成14年1月分より、切り花類において1品目及び6小品目、花壇用苗もの類において4品目を追加し、切り花類において1品目及び2小品目、鉢もの類において11小品目を削除した。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「花き流通統計調査報告」として刊行した。

6 食品ロス統計調査

(1) 食品ロス統計調査

ア 調査の目的

世帯における食品の使用状況や可食食料の廃棄の実態等を把握し、食品の食べ残し・廃棄の抑制や食料自給率の目標の策定、「食生活の見直しに向けた運動の展開」等に基づく施策の推進等の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

全国の世帯を対象とし、調査客体が実測、記帳により調査票を作成する方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「食品ロス統計調査報告」として刊行した。

(2) 食品循環資源の再生利用等実態調査

ア 調査の目的

食品産業における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の取組状況等を把握し、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）に関する施策を推進する上での資料とする。

イ 調査対象と調査方法

全国の食品製造業、食品卸売業、食品小売業及び
外食産業を対象とし、調査票を出張所職員が配付し、
郵送回収による自計申告調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細
を「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」とし
て刊行する。

第8節 国 際 統 計

1 国 際 協 力

世界の食料需給及び貿易の安定化を推進する上で重
要な開発途上国における農林水産統計整備のための、
二国間・多国間の国際協力を行っている。

2 統 計 編 さ ん

(1) 国際農林水産統計

海外諸国における農林水産業の現状と動向について、
FAO等国际機関の統計資料を中心に、主要な海外諸
国の経済概況、農林水産物の生産・貿易等に関する統
計を収集、日本語で編集し提供を行っている。

(2) ABSTRACT OF STATISTICS ON AGRICULTURE FORESTRY AND FISHERIES IN JAPAN

我が国における農林水産業の現状と動向を海外に紹
介するため、主要統計を英文で編集し提供を行ってい
る。

3 農林水産物貿易統計

財務省が公表している「貿易統計」をもとに、我が
国における農林水産物の輸出入の状況を取りまとめ提
供を行っている。